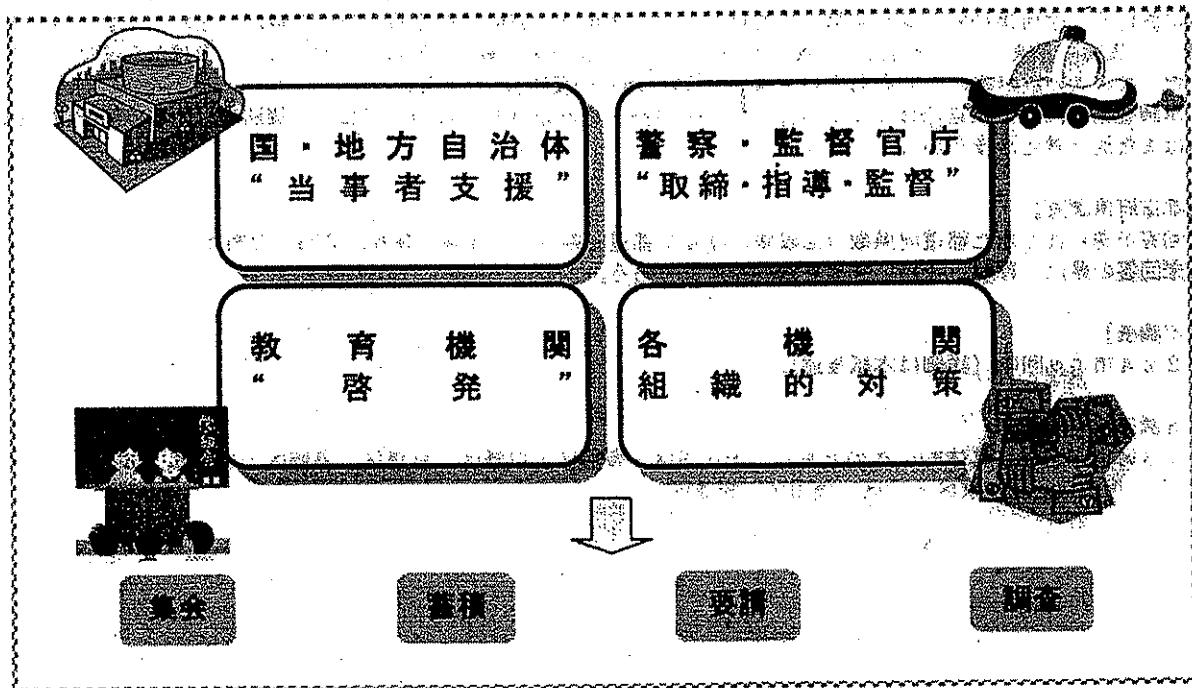


20061217 多重債務問題と行政の役割を考える緊急フォーラム in 名古屋(名古屋中小企業福祉会館)

## 全国自治体調査の概要

報告・大山小夜



金城学院大学人間科学部(社会学) 〒463-8521 名古屋市守山区大森2-1723  
 電話 052-798-0180(代表) FAX 052-798-4465(人間科学部事務室)  
 E-mail: saya@kinjo-u.ac.jp

## 調査概要

- ・2005年夏、民間団体「行政の多重債務者対策の充実を求める全国会議」が、「全国都道府県知事」「東京都23区長」「市町」宛に郵送調査を実施した。
- ・本調査で把握できる最新年度は2004年度である。
- ・表中で使用されている「年」はすべて「年度」をあらわす。
- ・都道府県による自由記述や欄外等における注記は原則、そのまま転記した。
- ・「有効数」とは、当該年度の当該項目について回答の対象となった都道府県の総数をあらわす。有効数の具体例は次のとおりである。質問の内容によって、回答の対象とならない県もある。たとえば、「問1」で「はい」と答えた時のみ「問2」に答える場合、「問1」で「いいえ」と答えた都道府県は「問2」の対象外となる。このように「問1」で「いいえ」と答えた都道府県は、「問2」においては「非該当」として扱われ「問2」の「有効数」には含まない。また、当該項目についてデータがないなどの理由から無回答であった県についても「有効数」に含まない。
- ・データの保管期間を5年程度としている都道府県・市が多い。このため、10年間の傾向を把握できる市の数は限られる。実数の合計は、こうした年度による有効回答数の増減に影響される。また、実数は、都道府県・市の人口規模によって大きく左右される。そこで、特に市に関する実数は最新年度、割合については5年ごとの値を記す。
- ・本調査結果は、自治体における「実態の反映」のみならず、「取り組みの反映」でもある。たとえば、ある自治体における「生活福祉資金貸付件数が少ない」という結果は、貸付を求める人びとの数が少ないことをあらわす場合（「実態の反映」）もあれば、「広報の不十分さやその自治体が掲げる独自の条件によって申請から借受までにいたらない人の数が多いことをあらわす場合（「取り組みの反映」）もある。
- ・本調査結果は、当該自治体による全体としての方針や取り組みをあらわしており、個別的对応の方針や取り組みはまた別と考えたほうがよい。

### 【都道府県調査】

- ・回答が送られてきた都道府県数（回収率）は47都道府県中、43県（96.2%）である。
- ・未回答の県は、青森、岡山、鳥取、徳島の4県である。

### 【市調査】

- ・224市より回収（詳細は本紙後述）。

### 【区調査】 本紙略

- ・13区より回収。具体的に次のとおり。千代田区・豊島区・中野区・目黒区・葛飾区・犬田区・台東区・品川区・世田谷区・文京区・北区・墨田区・杉並区

# I. 都道府県調査

## 0. 回収状況

・47都道府県中、43県より回答。未回収は青森、岡山、鳥取、徳島の4県。日本の人口の96.2%をカバー。

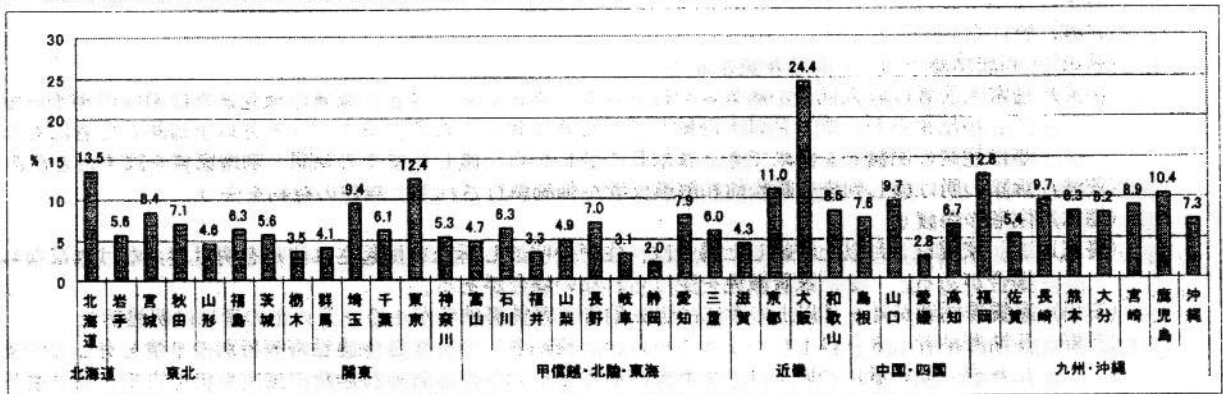
## 1. 当事者支援

### (1) 授業料被免除生徒割合

表1 授業料被免除生徒割合の推移(1995年-2004年)

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
有効数 (都道府県)	15	18	19	24	26	37	37	37	38	38
該当%	3.3	3.7	3.9	4.1	4.4	4.8	5.3	6.1	6.8	7.5

図1 都道府県別にみた授業料被免除生徒割合(2004年)(単位% 有効回答38県)



### (2) 公営住宅家賃滞納世帯割合

表2 公営住宅家賃滞納世帯割合の推移(1995年~2004年)

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
有効数 (都道府県)	6	8	10	15	15	23	26	30	30	31
該当%	6.98	7.92	7.99	9.61	8.86	8.90	9.44	10.52	10.82	10.59

表3 公営住宅家賃滞納世帯への対応

	催促の通知書を送付	電話をする	訪問する	訴訟提起する	強制執行する	その他
有効数	42	42	42	42	42	42
該当数	41	41	41	41	41	16
割合(%)	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	38.1

- ・千葉は次の注記あり→「呼び出し状も含む」
- ・公営住宅家賃滞納世帯への対応は、無回答1県(奈良)をのぞく42県中、40県が「電話をする」「訪問する」「訴訟提起する」「強制執行する」のすべてを行っている。残り2県について、福井県は「電話のみ」、茨城は「電話以外」のすべてを行っている。
- ・その他の具体的記述(16件)は以下のとおり。
  - (北海道) 連帯保証人に対し、滞納者への督促依頼又は連帯保証債務の履行を要請する。
  - (山形) 連帯保証人への指導依頼及び支払請求 入居者への住戸明渡請求
  - (福島) 民事調停を行う

- (茨城) 滞納者に来庁させ、相談・指導を行う。
- (栃木) 即決和解
- (長野) 即決和解、支払督促
- (三重) 連帯保証人への督促等
- (大阪) 滞納家賃の支払い意思を表明した者との間で民事調停
- (兵庫) 県営住宅退去滞納家賃収納業務の民間委託
- (島根) 本人の事情を伺い、問題解決に向けての相談・指導を行う
- (香川) 入居者の連帯保証人に対して、滞納家賃等の完納指導依頼書を送付する。
- (福岡) 法的措置対象となる前の滞納者に対し、滞納解消等について相談する面談会を開催。
- (佐賀) 起訴前和解、訴訟上和解
- (長崎) 分割納付による和解 連帯保証人に対する督促
- (大分) 訴え提起前の和解(即決和解)
- (沖縄) チラシ等により、滞納が進むと訴訟、強制執行に到ることを周知

**滞納者が被る不利益はどのようなものですか(自由記述)。**

—「家賃滞納者が被る不利益」について、以下、21県より、回答が得られた。

- (北海道) 滞納額が30万円以上の者又は30万円未満であっても悪質である者に対しては、住宅明渡請求を行い、完納又は退居しない者については訴訟提起を経て強制執行の措置をとる。(和解者は除く)
- (岩手) なし
- (宮城) 特になし
- (秋田) ・同居承認不可 ・承継承認不可
- (山形) 通常入居者は収入低下か病気等やむを得ない理由がある場合、家賃の減免または徴収の猶予を受けることが出来るが、3ヶ月以上滞納している者は除外される。また、3ヶ月以上滞納した者に対して知事は住居の明渡しを請求でき、請求日の翌日から明渡し日までの期間、割増家賃を課すことがある。
- (茨城) 訴訟の明け渡し判決や訴訟前和解違反者が強制執行されて、居住の権利を失う。
- (栃木) 住宅の明渡し
- (埼玉) 1. 家賃を3ヶ月以上滞納した場合は、住戸の明渡し訴訟を提起され住戸を明け渡さなければならない場合がある。 2. 家賃減免を受けられない場合がある。
- (石川) 家賃滞納者が4ヶ月以上の者には退去勧告 家賃滞納者が10ヶ月以上の者には明渡訴訟
- (長野) 長期滞納者(8月以上かつ15万円以上の滞納者)で、生活保護世帯等特別の事情を有しない者や支払意志のない者については、明渡請求訴訟を提起し、原告側勝訴の確定判決を得て、明け渡しを履行させています。
- (岐阜) 特になし
- (静岡) 住宅の契約解除
- (大阪) ・家賃減免を受けられない。 ・原則として、入居者としての地位承継の承認が得られない。
- (和歌山) ・住宅の明け渡し事由となる。 ・滞納を残して退去した場合、再度公営住宅に入居する資格がない。
- (広島) なし
- (福岡) ・3ヶ月以上の滞納者は同居の承認や名義人死亡・転居等による入居の承継が認められない。 ・滞納者は家賃の減額が認められない。
- (長崎) 条例に基づく明渡請求または判決等による建物明渡
- (熊本) 不利益なし
- (大分) 訴訟で判決が確定した場合や、即決和解不履行の場合は、契約を解除し、退去しない場合は強制執行で退去させる。
- (宮崎) ・県営住宅の明渡を求められるとともに、家賃に代わって毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する学以下の金銭を課せられる。 ・公営住宅の家賃を滞納している者は、退去後、公営住宅入居者資格を得られない。
- (鹿児島) 県営住宅からの退去

**(3) 公的貸付**

## 【生活福祉資金】

・国や自治体の財源を利用して無利子や低利子（年利3%）でお金を貸す。貸付条件や運用方法は都道府県・市によって異なる。相談の受付窓口は各市町村の社会福祉協議会が実施。

・2004年度、43県1万5406件（1県あたり358件）。貸付総額110億4521万5900円（東京・大阪が各1割）。

・この10年間でやや減少。1995年1万5402件→2004年1万2582件。2001年に失業者世帯に対する貸付（離職者支援）が始まるなど制度の充実がはかられていることを考えると、制度の利用は不活発とも。

表4 生活福祉資金 貸付件数（2004年 有効43県）

		貸付件数 (件)	貸付総額 (円)
全 国		15406	11045215900
北海道	北海道	825	580057000
東北	岩手	255	244557000
	宮城	110	189141
	秋田	257	219672000
	山形	203	233343000
	福島	298	216434000
関東	茨城	86	91301000
	栃木	110	142422000
	群馬	93	68835000
	埼玉	308	318239600
	千葉	285	272470400
	東京	1776	1348329000
	神奈川	583	431502000
甲信越	新潟	2991	485701000
	富山	121	92949000
北陸	石川	59	52155000
	福井	68	61047000
東海	山梨	26	23381000
	長野	125	82906000

岐阜	岐阜	310	86294000
	静岡	244	210241
	愛知	114	84586000
	三重	32	45477400
近畿	滋賀	79	90605400
	京都	650	298996000
	大阪	1408	1495633000
	兵庫	489	523232000
	奈良	530	425016000
	和歌山	113	77807000
中国 ・ 四国	島根	266	204411100
	広島	151	118973000
	山口	113	91067000
	香川	31	29305000
	愛媛	363	383256000
	高知	80	82920000
九州 ・ 沖縄	福岡	654	466693000
	佐賀	28	32156000
	長崎	284	249359000
	熊本	209	237717000
	大分	141	127255000
	宮崎	108	152632000
	鹿児島	92	121122000
	沖縄	338	256020000

### ・多重債務者に対する貸付

——有効数41県中、「行っている」と答えたのは13県（31.7%）である。

——具体的に、秋田、福島、栃木、千葉、新潟、石川、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、熊本の13県である。

——栃木は、「ただしケースに応じて償還能力を考慮する」と注記あり。

——「行っている」とした福島県について次の注記あり→「命に関わる場合等、事情や状況による」

——茨城は「行っている」「行っていない」の選択肢に対する回答はなく「実例なし」の注記のみ。本報告書では「行っていない」に分類した。

——静岡は、「行っている」「行っていない」の選択肢に対する回答はなく「原則として、多重債務を負っている場合は、まず、債務整理を促す。ただし、必要性及び緊急性によっては、償還能力を考慮し、対応する場合もある」との注記がなされていた。注記からは貸付実施の実績についてわからなかったため、本報告書では「無回答」（有効数に含まない）扱いとした。

——愛知は、次の注記あり→「多重債務の内容及び申請の内容等総合的に判断」

——三重は、「多重債務者であるという事実をふまえた上で、審査会にて貸付の可否を決定するため一概には回答できない」との注記がなされていた。このため、本報告書では「無回答」（有効数に含まない）扱いとした。

——京都は、次の注記あり→「負債が少なからずあっても、貸付の必要性と償還の可能性などを勘案し、貸付を行っている。あまりにも多額の債務者には貸し付けないケースもある。」

——兵庫は、次の注記あり→「資金の貸付けを行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れる」

と認められるもので、償還が見込まれ、当該資金を他の債務返済に充当しないことが明らかである場合に貸し付ける。」

—福岡は、「行っていない」と回答し、次の注記あり→「免責確定後は貸付を行っている」

・申請されたが借受対象にならなかった事例

表 5 借受対象にならなかった事例

	収入状況から返済能力に欠けるため	連帯保証人が確保できなかったため	添付書類を揃えられなかったため	貸付実行まで時間がかかるため、本人から辞退があったため	その他
有効数	43	43	43	43	43
該当数	30	29	20	7	19
割合 (%)	69.8	67.4	46.5	16.3	44.2
北海道	北海道	×	○	×	×
東北	岩手	×	○	×	×
	宮城	×	○	×	○
	秋田	○	○	○	×
	山形	×	×	×	×
	福島	○	○	○	×
関東	茨城*	×	×	×	×
	栃木	○	×	×	×
	群馬	○	○	×	×
	埼玉	○	○	×	×
	千葉	×	×	×	×
	東京	○	○	○	×
	神奈川	○	○	×	×
	新潟	×	×	×	×
甲信越・北陸・東海	富山	×	○	○	×
	石川	○	○	×	○
	福井	○	○	○	×
	山梨	○	×	○	×
	長野	○	○	○	○
	岐阜	○	×	×	×
	静岡	○	○	×	×
	愛知	○	×	×	×
	三重	○	○	×	×
	滋賀	○	×	×	×
近畿	京都	○	○	○	○
	大阪	×	○	×	×
	兵庫	○	○	○	×
	奈良	○	×	×	×
	和歌山	○	○	○	×
	鳥根	×	×	×	×
中国・四国	広島	○	○	○	×
	山口	○	○	○	×
	香川	×	○	○	○
	愛媛	○	○	○	○
	高知	○	○	○	○
	福岡	○	○	○	×
九州・沖縄	佐賀	○	○	×	×
	長崎	○	×	×	×
	熊本	○	○	○	×
	大分	×	×	×	×
	宮崎	×	×	×	×
	鹿児島	○	○	○	×
	沖縄	○	○	○	×

○ はい                      × いいえ

・茨城県は、選択肢に対する直接の回答はなく、「実例なし」との注記があった。本報告書はア～オまでいずれも「×」として扱った。

・「その他」の具体的記述は以下のとおりである（無記入の県は除外した）。

（山形）収入状況からみて、低所得世帯に該当しないため。貸付を行っても世帯の自立支援につながらないため。

（福島）収入が多いため、低所得世帯に該当しなかったため。

（栃木）世帯の所得が貸付対象となる所得基準を超えている場合

（千葉）本人の健康状態から事業の実施が困難。建替え住宅のグレードが高い。

（神奈川）他制度の対象

（新潟）・高収入だった                      ・借入申込者が他者の連帯保証人だった                      ・以前の貸付金が自己破産の免責決定を受けているのに申し込みをしてきた。

（石川）生業計画等に計画性がないもの

（福井）以前に本資金を利用し、償還しないまま自己破産したため。                      ・低所得とは認められないほど収入が多いため。

（山梨）事業計画が不十分なため

（長野）負債の返済や、生活費そのものの貸付けは、生活福祉資金に該当していない

（静岡）多重債務の場合は、司法書士会と構築した支援システムにより債務整理を先に促す

（愛知）申請内容、生活状況、償還見込み等総合的に判断し、対象かどうか判断

（三重）収入が多すぎるため 居住期間の規程（6ヶ月）を満たしていないため

（京都）他制度優先 生業資金で実現性が乏しい場合も

（大阪）・過去に借受けた生活福祉資金が未返済                      ・生業費における事業計画上の収支見通の達成が困難

（島根）収入基準額を上回るため

（熊本）開始予定事業に確実性・計画性が認められなかった

（大分）世帯収入が多かったため

（宮崎）申込書に記入されていた連帯保証人が、他市での借受人であった。

・生活福祉資金貸付の広報

表 6 生活福祉資金貸付 広報（2004年 都道府県）

		ア. 広報誌	イ. パンプ、市役所窓口	ウ. パンプ、福祉事務所窓口	エ. 福祉事務職員研修等	オ. その他
有	効	43	43	43	43	43
該	当	21	13	14	9	32
割	合（%）	48.8	30.2	32.6	20.9	74.4
北海道	北海道	×	○	×	×	×
東北	岩手	○	×	×	×	○
	宮城	○	○	○	×	○
	秋田	○	×	×	×	×
	山形	×	○	○	×	×
	福島	×	×	×	×	○
関東	茨城	○	×	○	×	○
	栃木	○	×	×	○	○
	群馬	○	×	×	×	○
	埼玉	○	○	○	×	○
	千葉	×	×	×	×	○
	東京	×	○	○	×	×
	神奈川	×	×	×	×	○
甲信越・北陸・東海	新潟	×	×	×	○	○
	富山	○	○	×	○	○
	石川	×	×	×	×	○
	福井	○	○	○	×	×
	山梨	×	○	×	×	○
	長野	○	×	○	×	○

	岐阜	○	○	○	○	×
	静岡	×	○	○	×	○
	愛知	○	×	×	○	○
	三重	×	×	○	×	○
近畿	滋賀	○	×	×	×	○
	京都	×	○	○	×	○
	大阪	×	×	○	×	○
	兵庫	×	×	×	○	○
	奈良	×	×	×	×	○
	和歌山	○	×	×	×	○
中国・四国	島根	×	×	○	×	○
	広島	×	×	×	×	○
	山口	×	○	○	×	×
	香川	○	×	×	×	×
	愛媛	×	×	×	○	○
	高知	×	×	×	×	○
九州・沖縄	福岡	○	×	×	×	○
	佐賀	○	×	×	×	×
	長崎	○	×	×	×	○
	熊本	×	×	×	×	○
	大分	○	○	×	×	○
	宮崎	×	×	×	○	○
	鹿児島	○	×	×	×	×
	沖縄	○	×	×	○	×

○ はい                      × いいえ

・「その他」の具体的記述は以下のとおりである（無記入の県は除外した）。

（岩手）HPに掲載

（宮城）ホームページで広報

（福島）ラジオ、テレビ、新聞、県社協の情報誌で広報。パンフレットを学校（修学資金関係で）、県社協の研修会、市町村、保健福祉事務所に配布。

（茨城）①パンフレットの送付…市町村社会福祉協議会、民生委員、学校、ハローワーク、公民館、児童相談所 ②民生委員定例会の場を借りての説明の実施。

（栃木）新たな制度が創設された場合は、広報紙・新聞広告等で広報を行う。

（群馬）地元紙に月1回掲載。

（千葉）リーフレット等を市町村社会福祉協議会に配布している。

（東京）インターネット・社協窓口

（神奈川）市町村社協の機関紙等に掲載

（新潟）県社協ホームページ

（富山）HPに掲載

（石川）パンフレットを市町社会福祉協議会、市町役場、ハローワークに配置、県社会福祉協議会のホームページに登載

（山梨）ホームページ

（長野）県下各地にポスターを掲示した。本年（分析者注：2005年）7月～

（静岡）民生委員研修資料やホームページにて広報している

（愛知）各市町村社会福祉協議会窓口にパンフレット類を置いている。

（三重）広報用パンフレットを市町村社協に配布

（滋賀）広報用パンフレットを市町社会福祉協議会窓口に設置

（京都）市町村社協の窓口にパンフレット 市町村社協職員・民生委員研修

（大阪）市町村社協の窓口、ハローワーク等の国の関係機関や府税事務所等の情報提供窓口にパンフレットを配架している

（兵庫）『兵庫県べんり帖』（県民向け情報誌）に、生活福祉について広報している。

（和歌山）各種研修会での広報、ホームページ

（広島）民生委員の研修等、市町社協が発行している広報紙、テレビ・ラジオ放送による広報

（愛媛）ホームページへの掲載



- (高知) 市町村社協の広報紙により広報。またパンフレットを市町村社協窓口においている。
- (福岡) 市町村、市町村社協に対し広報協力依頼を行っている
- (長崎) 県社協HPに掲載、県社協ラジオ番組の活用 チラシの各戸配布、チラシの福祉施設への送付など
- (熊本) 今年度(分析者注:2005年度)、パンフレットを作成し、民生委員、役場、社協等へ配布予定
- (大分) ハローワークの窓口に応報用チラシを置いている。
- (宮崎) 県社協ホームページ、市町村民児協での説明会、市町村社協の広報誌

・ 民生委員への研修実施の有無 (返済指導について年1回以上の研修)

- 有効数43県中、「行っている」と答えたの有効数43県中、26県(60.5%)。
- 具体的に、北海道、秋田、山形、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島、沖縄である。
- 岐阜は「研修は行っているが返済指導ではない」
- 山梨は「行っていない」に○印があった上で次の注記あり→「改選期に実施 その他市町村単位で実施」
- 滋賀は「市町民生委員児童委員協議会の研修会にて、社会福祉協議会職員が説明」
- 大阪は「社会福祉協議会が実施」
- 兵庫は「県社会福祉協議会が実施する『新任民生委員研修』で研修している。また、地域の民生委員、児童委員協議会から県社会福祉協議会に依頼があれば研修会で研修を行っている。」

・ 緊急小口資金

表7 緊急小口資金 申請日から貸付実行日までの平均必要日数

		緊急小口資金について申請日から貸付の実行日までの平均必要日数
北海道	北海道	7
東北	岩手	無回答
	宮城	実施していない
	秋田	5
	山形	3
	福島	3
関東	茨城	3
	栃木	実施していない
	群馬	3
	埼玉	10
	千葉	3
	東京	2
甲信越・北陸・東海	神奈川	4
	新潟	5
	富山	5
	石川	5
	福井	実施していない
	山梨	10
	長野	4
	岐阜	3
	静岡	3
	愛知	7
近畿	三重	実施していない
	滋賀	実施していない
	京都	実施していない
	大阪	実施していない
	兵庫	実施していない
	奈良	7
中国	和歌山	10
	島根	3
	広島	7

— 無回答

「実施していない」 未実施、実施せず等の回答はすべて「実施していない」とした。

実施都道府県 33県(岩手含)  
 実施していない県 10県  
 平均 4.94日  
 最短 2日  
 最長 10日

「2日」3県 「3日」9県 「4日」4県 「5日」6県 「7日」7県 「10日」3県

・岩手は直接の回答(日数の記載)はなく、「案内の内容によって異なるため平均必要日数を回答することは難しい」との記載。

・兵庫は「ほとんどの市町で同様の小口資金の貸付制度を実施している。」

・当該県が実施していなくても当該県下の市町等で実施している場合あり。兵庫が一例。

四国	山口	7
	香川	7
	愛媛	4
	高知	4
九州 ・ 沖縄	福岡	5
	佐賀	実施していない
	長崎	実施していない
	熊本	5
	大分	7
	宮崎	3
	鹿児島	2
	沖縄	2

・自治体単費で運用可能な緊急貸付制度の有無

- 有効数40県中、「ある」と答えたのは9県（22.5%）。
- 具体的に、北海道、宮城、栃木、愛知、滋賀、大阪、島根、広島、山口である。
- 無回答の県は、福島、福井、高知である。
- 保証人の要・不要

「保証人が必要」と答えたのは、自治体単費で運用している緊急貸付制度を実施している都道府県9県中、5県。制度名、保証人の必要の有無、保証人資格要件、実績等詳細は以下のとおり。

- (北海道) 2000年のみ 有珠山噴火被災者援護特別資金 343件
- (宮城) 「生活安定資金貸付制度」として実施しているが、実績を把握していない。
- (栃木) 2003年、2004年 「栃木県DV被害者自立支援貸付制度」 実績はそれぞれ3件（17万円）、2件（14万5千円）
- (愛知) 1995年—2004年にかけて「くらし資金」。件数は100件前後（具体的数値報告あり）。最新年は77件
- (滋賀) 1999年—2004年にかけて「滋賀県生活小口資金貸付制度」県社協が市町村社協に委託して行う小口資金貸付に対して、県が貸付けるもの。なお、市町村において独自に貸付制度が整備されてきたため、現在、貸付社協は1ヶ所。最新年の実績は73件
- (大阪) 1995年—2004年にかけて「大阪府小口生活資金」。最新年は412件。2002年に制度再編。それ以前は1763件（1999年）～2184件（2001年）と高水準。
- (島根) 「島根県消費生活条例に基づく訴訟費用の貸付」 保証人は不要。1995～2004年にかけて実績なし。
- (広島) 1995年—2004年にかけて「緊急生活安定資金」。保証人必要。原則として、申込者と同一支庁内に居住している者。2004年は147件の実績。
- (山口) 1995年—2004年にかけて「生活安定対策資金」。保証人必要。同居、同一生計でないこと、本資金を借受中でないこと、年齢が65歳以上でないこと。

—貸付実行までの日数 下表のとおり

表 8 申請費から貸付実行日までの平均必要日数（自治体単費運用貸付制度）

有効数	該当数	都道府県名
6		
1日	1	北海道
3日	2	山口、香川
6日	1	滋賀
7日	1	愛知
10日	1	栃木
平均	3.33日	

—広報 下表のとおり

表9 生活福祉資金貸付 広報（2004年 都道府県）

	有効回答 数（都道府 県）	該当数 （都道府 県）	割合（%）
広報誌（年1回以上）	43	21	48.8
パンフレット類を市役所窓口に置く	43	13	30.2
パンフレット類を社会福祉事務所窓口に置く	43	14	32.6
社会福祉事務職員に研修等	43	9	20.9
その他	43	32	74.4

## 2. 貸金業者の監督・指導・取締

- ・ここ20年間で、業者数は半減（4万件→2万件） ←→市場そのものの拡大
- ・多くの都道府県は、定期的な立入検査を実施。04年度 6750件/有効42県
- ・違法と疑う業者にその都度立入検査を行う、といったかたちでは実施していない（実施していても記録化していない）。

## 3. 消費者教育

- ・「高校生向け」9割、「教員向け」8割が「実施している」
- ・具体的内容については次のとおり。高校生向けのものの多くは「家庭科科目など授業の中でおこなっている」「希望校に講師を派遣する」など。教員向けのものの大半は「研修会や勉強会の開催」。

## 4. 組織的対応

### (1) 多重債務相談窓口

表10 多重債務 相談窓口設置の有無

		相談窓 口設置 の有無	設置部署名（左列×の場合、「設置の予定の有無」「相談窓口なく設置予定もない場合の理由」）
有 効 数	43		
設 置 県	38		
割 合（%）	88.4		
北海道	北海道	○	北海道立消費生活センター（道内14カ所に設置）「多重債務者の専用相談窓口ではありません。消費生活相談として対応しています」との注記あり。他、「北海道経済部金融課」（欄外参照）も。
東北	岩手	○	県立県民生活センター 地方振興局消費生活相談室（盛岡地方振興局を除く）
	宮城	○	宮城県消費生活センター
	秋田	○	秋田県生活センター（多重債務専門窓口ではないが消費者相談として助言を行う）
	山形	○	山形県消費生活センター、 山形県庄内消費者センター
	福島	○	福島県消費生活センター
関東	茨城	○	・茨城県県民相談センター（無料法律相談による弁護士相談・他機関斡旋） ・茨城県消費生活センター
	栃木	○	商工労働観光部経営支援課が委託 →桜別館相談室（貸金業協会） →弁護士会館相談室（弁護士会）
	群馬	○	県民センター内 無料サラ金相談
	埼玉	○	消費生活支援センター
	千葉	×	設置予定なし（理由 多重債務者からの相談については、県民生活課及び5つの県民センターで行っている消費者金融の相談の中で、又は県消費者センターで行っている消費生活全般の相談の中で応じているため。）
	東京	○	東京都消費生活総合センター 23区・市町村・消費生活センター

	神奈川県	×	次の注記あり→「消費生活センターに相談があった場合は、ほとんど他の機関を紹介している。」
甲信越・北陸・東海	新潟	○	新潟県消費生活センター
	富山	○	富山県消費生活センター、富山県消費生活センター高岡支所
	石川	○	県消費生活支援センター
	福井	○	部署名回答なし。次の注記あり→「特に多重債務相談窓口として位置づけているわけではないが、苦情相談の1つとして対応している」
	山梨	○	消費生活センター
	長野	○	消費生活センター
	岐阜	○	消費生活センター、各地域振興局及び事務所の消費生活相談員、県民相談室
	静岡	○	県民生活センター（県民相談で対応している）
	愛知	○	・県民生活プラザ ・産業労働部中小企業金融課近代化資金・貸金業グループ
	三重	×	設置予定ない（理由 無回答）（分析者注：回答担当 県消費生活室啓発グループ）
近畿	滋賀	○	消費生活センター（県民生活課、地域振興局地域振興課窓口等を含め県内5カ所） 滋賀県商工観光労働部商工政策課（貸金業者に対する苦情及び相談窓口）
	京都	○	消費生活室、消費生活科学センター
	大阪	○	大阪府消費生活センター、商工労働部金融室貸金業対策課
	兵庫	○	各県民局商工（労働）課（県下10カ所の地方機関）
	奈良	○	食品・生活相談センター、葛城保健所職の安全・消費生活相談窓口の他、中小企業課
	和歌山	○	和歌山県消費生活センター、県民相談室
	中国・四国	島根	○
広島		○	広島県環境生活部管理総室消費生活室（広島県生活センター）、各地域県民相談室（県内6カ所）
山口		○	山口県消費生活センター、商工労働部経営金融課（貸金業苦情相談窓口）
香川		○	消費生活センター
愛媛		×	注記あり→「相談があった場合、裁判所、弁護士、クレーン被害者の会等 他の機関を紹介している」 設置予定はない（理由 無回答）
高知		○	注記あり→「但、多重債務としての相談窓口としての設置ではなく消費生活相談の中で多重債務も受けている」部署名は県立消費生活センター。
九州・沖縄		福岡	○
	佐賀	○	佐賀県消費生活センター（くらしの安全安心課）
	長崎	○	消費生活センター
	熊本	○	注記あり→「消費生活に関する相談窓口を設置（多重債務者に特定していない）」。部署名は消費生活センター。
	大分	○	消費生活・男女共同参画プラザ
	宮崎	○	県消費生活センター、都城地方消費生活センター、延岡地方消費生活センター
	鹿児島	×	注記あり→「消費生活に関する相談窓口で対応しており、多重債務者の相談窓口としてはとくにない（環境生活部）。ただし、貸金業に対する苦情相談に応じるために下記（分析者注次の）の相談所を設けている（商工労働部）。」鹿児島県サラリーマン金融苦情相談所
	沖縄	○	貸金業苦情相談室、県民生活センター

## (2) 相談件数

表 11 一般相談と多重債務相談

		ア. 一般相談件数	イ. 多重債務相談件数	備考（ア/イ 部署名は表5-1を参照）
有効数		42	40	
合計		997502	51483	
北海道	北海道	22434	1653	イ＝「フリーローン・サラ金に関する相談件数で多重債務者以外の相談を含んでいます。」との注記。
東北	岩手	18780	1394	
	宮城	2538	1530	2004年度
	秋田	9948	387	2004年度
	山形	14873	481	県セ 13725/481、庄セ 1148/81
	福島	15982	827	2004年度
関東	茨城	34655	898	2004年度。県相セ 4019/171、消生セ 171/727
	栃木	1007	759	2004年度
	群馬	130	61	

	埼玉	40169	809	
	千葉	20621	1414	県セ 3329/900 消セ 17292/514
	東京	200535	5416	都 35834/2046 区市町村 164701/4370
	神奈川	無回答	無回答	
甲信越・ 北陸・東海	新潟	17400	660	2004年度
	高山	21964	1651	2004年度。「多重債務者」でなく「消費者金融」に関する相談件数として計上。
	石川	15082	574	
	福井	15629	487	2004年度
	山梨	15743	449	
	長野	44350	1485	
	岐阜	21300	613	消セ 18392/474 相談室 2908/139
	静岡	12388	2183	2004年度 「県民相談」の実績。イについては「消費者金融相談」として計上
	愛知	81421	不明	2004年度。イは「不明」
	三重	16412	79	2004年度
近畿	滋賀	35262	656	2004年度 県内18相談窓口に寄せられた相談件数
	京都	1393	332	
	大阪	30435	7319	消セ 12069/253 貸金業対策 7366/7366
	兵庫	2111	920	2004年度
	奈良	15916	501	食品 15261/210 中小 655/291 *中小企業課分については「H12～H16年度のデータ」
	和歌山	15112	133	イについて「ヤミ金を除く」
中国・四国	鳥根	14176	874	2004年度
	広島	23431	1978	うち、県セ 18247/1728。 残りは地域県民相談室（6カ所）。別添資料として地域県民相談室ごとの件数あり。
	山口	19201	936	消セ 19042/約900 貸金 159/36
	香川	19393	576	
	愛媛	11581	584	2004年度 消費生活相談の件数
	高知	12627	413	2004年度
九州・沖縄	福岡	22885	744	
	佐賀	52865	5634	1997～2004年度の合計。
	長崎	10796	1139	アは2004年度
	熊本	16864	1555	
	大分	11997	757	アは「苦情相談」として
	宮崎	2095	903	
	鹿児島	21740	9	商工ア=2237（イの分類は行っていない） 環境 19503/311
沖縄	14261	1719	貸金 1500/588 県セ 12761/1131	

### (3) 他機関紹介

表12 他機関紹介

	裁判所	弁護士会	司法書士会	消費生活相談センター	被害者の会	警察	貸金業協会	クレジットカントリー協会	その他
有効数	20	21	16	16	15	20	19	12	17
平均	18.7	33.1	18.9	1.0	2.8	10.5	4.1	0.6	15.9
北海道	北海道								
東北	岩手	13	42			11			34
	宮城	33.7	47.9	0.3	1.5	0	6.5	2.4	7.7
	秋田								
	山形	2.2	86.8	0.3	0.5	4.5	2.5		

	福島										
関東	茨城	7.7	47.8	1.8	0.7	7.0	6.8	7.0	7.0	7.0	
	栃木		100								
	群馬	0	36	49	0	0	8	1			
	埼玉	0.1	2.6	0.4	0.2	0.2	0	0.9	0	26.5	
	千葉										
	東京										
	神奈川										
	甲信越・北陸・東海	新潟	27	17	43	1	0	6	6	0	0
富山											
石川		0	5	95	0	0	0	0	0	0	
福井											
山梨		1.6	20.1	5.3	0.5	0	2.6	2.1	0	67.8	
長野		0	30	60	0	5	0	1	0	4	
岐阜											
静岡											
愛知		6	49	0	0	0	16.9	0.8	0	27.3	
三重											
近畿	滋賀	0.01	65.9	23.1	0.03	0	0.03	0.02			
	京都										
	大阪										
	兵庫										
	奈良	76	0	0	0	0	5	0	0	19	
	和歌山	43	38	2	0	0	0	17	0	0	
	鳥根										
中国・四国	広島										
	山口	4.7	25.6	0	0	0	46.5	10.4	0	12.8	
	香川	22.2	16.7	22.2	11.1	0	0	13.9	0	13.9	
	愛媛	40	10	0	0	30	10	0	0	10	
	高知										
	福岡										
九州・沖縄	佐賀										
	長崎										
	熊本										
	大分										
	宮崎	33.2	17.1				29.4	1.8		18.5	
	鹿児島	45.5	5.3				35.3	2.2		1.7	
	沖縄	18.5	32				21	8		20.5	

#### (4) 介入の程度

表13 多重債務相談 都道府県による介入の程度 (2004年 有効38県)

	該当数	割合 (%)
1. 相談先の案内	25	65.8
2. 任意整理・特定調停・個人債務者再生・破産手続の説明	33	21.2
3. 特定調停・個人債務者再生・破産の各申立書の作成	0	0.0
4. 特定調停・個人債務者再生・破産の各申立書の作成、各手続の進行中におけるアドバイス、解決	0	0.0

## II. 市調査

←未発表

←市名は別紙

### 0. 基本概況

表14 回収状況(県別)

都道府県	回収数
計	224市
北海道	12
青森県	3
岩手県	8
宮城県	4
秋田県	6
山形県	5
福島県	4
茨城県	8
栃木県	4
群馬県	1
埼玉県	12
千葉県	13
東京都	11
神奈川県	13
新潟県	7

富山県	1
石川県	3
福井県	0
山梨県	3
長野県	4
岐阜県	8
静岡県	7
愛知県	14
三重県	5
滋賀県	0
京都府	5
大阪府	7
兵庫県	7
奈良県	2
和歌山県	1
鳥取県	0
島根県	2

岡山県	2
広島県	2
山口県	5
徳島県	0
香川県	2
愛媛県	3
高知県	2
福岡県	3
佐賀県	2
長崎県	3
熊本県	5
大分県	4
宮崎県	4
鹿児島県	2
沖縄県	5

表15 回収状況(人口規模別)

	本調査(2004年)		[参考]国勢調査(2005年)	
	市の数	割合	市の数	割合
100万以上	8	3.6%	12	1.6%
50万~100万未満	5	2.2%	14	1.9%
30万~50万未満	19	8.5%	45	6.0%
20万~30万未満	13	5.8%	40	5.3%
10万~20万未満	51	22.8%	141	18.8%
5万~10万未満	68	30.4%	249	33.2%
3万~5万未満	45	20.1%	182	24.2%
3万未満	15	6.7%	68	9.1%
計	224	100.0%	751	100.0%

### 1. 当事者支援

(1) 国民健康保険料

・最新(2004)年の状況は以下のとおり。

滞納世帯総数	有効171市	136万3901世帯
滞納総額	有効204市	1902億2950万0934円
返還数	有効174市	11万9638通 (1万台が3市)
保険証返還者に対する資格証明書発行数	有効191市	12万5203件
保険証返還者に対する短期保険証発行数	有効199市	45万7436件

表16 国民健康保険料 滞納状況推移(1995年~2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納世帯割合	37	10.7	127	14.9	154	17.2
滞納額割合	94	10.5	179	14.2	190	15.6

表17 国民健康保険料 滞納者への対応(2004年)

	催促の通知書を送付	電話をする	訪問する	保険証を返還させる	滞納処分	その他
有効数(市)	213	213	213	213	212	213
該当数	213	206	207	141	182	43
割合	100%	96.7%	96.7%	97.2%	85.8%	20.2%

・上表「その他」について具体的記述があったのは以下の33市。

- (岩手・宮古) 短期保険証(3ヶ月ごとの更新)の交付
- (神奈川・相模原) 短期被保険証を交付する。
- (千葉・印西) 納税相談
- (埼玉・日高) 短期保険証の発行
- (埼玉・久喜) 土・日を含む納税相談窓口の開設 滞納処分の執行停止
- (千葉・旭) 保険証の返還を求める前に弁明書を送付し、滞納世帯に対し、弁明の機会を付与する。
- (熊本・玉名) 短期保険証、資格証明書を発行する。不動産、債権(国税還付金)の差押
- (北海道・釧路) 各種給付金からの滞納保険料への充当
- (岩手・盛岡) 休日及び夜間の納税相談窓口を開設している。
- (香川・丸亀) 短期保険証の発行
- (北海道・小樽) 被保険者資格証明書を交付する。短期被保険者証を交付する。
- (広島・福山) 短期証交付
- (島根・江津) 平成14年4月から、保険料収納は社会保険事務所が行い、市は直接従事していません。
- (新潟・三条) 口座振替の促進
- (三重・尾鷲) 資格証及び短期証にする
- (岐阜・中津川) 短期保険証または資格証明書を発行する。納付相談を実施する。
- (東京・調布) 本院と納税狭義をし分納計画等をつくる。
- (静岡・下田) 短期被保険証の交付
- (三重・津) 短期保険証の発行、保険料の分納
- (神奈川・綾瀬) 平日・土日の納税相談実施
- (和歌山・和歌山) 嘱託徴収員による訪問、交付要求
- (愛知・稲沢) 短期証交付
- (兵庫・芦屋) 被保険証更新時の来庁依頼
- (北海道・札幌) 短期被懸賞の交付
- (福島・白河) 短期保険者証・資格証明書の発行
- (岐阜・瑞浪) 短期保険証の発行
- (愛知・東海) 高額療養費・出産育児一時金を充当させる
- (愛知・名古屋) 短期保険証や資格証明書の交付
- (埼玉・川口) 高額療養費等給付金を未納分に充当するよう求める。
- (奈良・桜井) 保険証を窓口交付の対応をしている。
- (神奈川・藤沢) 給付金の一時差止



- (沖縄・萱野湾) 滞納処分の停止をする
- (千葉・鴨川) 資格証明書 短期保険証を発行する。

表18 国民健康保険料 どの程度滞納したら返還を求めるか (有効185市)

	該当数	割合
3ヶ月未満	1	0.5%
6ヶ月未満	1	0.5%
1年未満	4	2.2%
1年以上	123	66.5%
その他	56	30.3%

- ・上表「その他」について具体的記述があったのは次の52市。
  - (岩手・宮古) 納期限から1年経過するまでの間に税を納めない者で滞納の状況が悪質であると思われる者のうち国保法施行令第1条の3に規定する特別の事情の届け出が無い者
  - (長野・駒ヶ根) 滞納者は短期保険証で対応
  - (神奈川・平塚) 国民健康保険法第9条第3項及び第4項の規定による。
  - (熊本・荒尾) 年度途中で返還命令をだして返還させた事例はありません。
  - (神奈川・相模原) 短期被保険者証の交付を受けてから2年以内に誠意をもって未納解消のできない世帯
  - (新潟・南魚沼) 現年度未納額が概ね1/2以上かつ滞納繰越があり、かつ納税相談に応じない者
  - (静岡・沼津) 即、返還請求するのではなく、短期証を交付して、1年以内納付がなければ資格証の交付
  - (埼玉・久喜) 概ね2年以上
  - (埼玉・朝霞) 返還を求めている
  - (神奈川・伊勢原) 「伊勢原市国民健康保険税の滞納世帯に係る被保険者証等の取扱いに関する要綱」第3条、第4条のとおり (添付資料あり)
  - (東京・立川) 1年以上滞納した者を審査会の対象とし、資格証対象者とした場合返還を求める。
  - (熊本・玉名) 返還を求めている。
  - (愛知・常滑) 3年以上
  - (沖縄・座間) 資格証を適用する際。(資格証発行対象＝)「短期保険証が交付されている者で、滞納額が高額かつ納税交渉に応じない、納付約束を守らない者」。(短期保険証発行対象＝)「保険税を滞納している期が10期以上あり、かつ滞納税額が60万円以上ある世帯で、納税相談又は納税指導に応じないもの」
  - (沖縄・那覇) 長期滞納者(1年以上)の中でも一定程度の担税力を有しながら納付相談にも全く応じない滞納者を対象としています。(単に滞納期間の長さのみで決定しておりません)
  - (北海道・釧路) 再加入者の場合など、1年を経過せずに対象とする。
  - (茨城・龍ヶ崎) 原則2年以上
  - (栃木・大田原) 返還の事例なし
  - (埼玉・戸田) 相談・催告書等にまったく応じない人
  - (岩手・花巻) 1年以上で、前年度中1度も納付しておらず納税相談にも応じない者
  - (神奈川・海老名) 資格証の発行の要件に該当
  - (千葉・鴨川) 次のとおり。(資格証明書発行対象＝)「・納付期限日を1年経過しても納付がない場合、・国民健康保険法施行令等1条の3に規定する特別の事情があると認められない場合、・分納誓約が履行されない場合」。(短期保険証発行対象＝)「年度末までに納期限日から1年経過する滞納がある場合、1年経過する月までの間。(1年経過後は資格証明書)」。
  - (長野・松本) 資格者証交付に関して
  - (高知・土佐清水) 返還を求めている
  - (石川・小松) 資格証明書を交付する場合。(資格証明書発行対象＝)「短期被保険者証交付者を対象に3回の納税相談呼びだしに応じない人や、納税相談において納税を拒否した人に資格証明書交付予告書と特別の事情届出書を送付し、特別の事情の届出が無かった人には弁明の機会付与通知を送付しています。これらの結果や実態調査の結果を判定会議によって判定し担税能力がありながら納税しないと判断した人に交付しています。」(参考2004年 資格証明書3.6通)
  - (大阪・高石) 返還を求めるのではなく10月の一斉更新の再、短期保険者証、資格証明書の交付を行う
  - (神奈川・綾瀬) 20期20万以上
  - (愛知・江南) 短期保険証に切り替え後、1年間納付がない場合に保険証の返還を求め資格証明書を交付する。
  - (新潟・村上) 保険証の更新時期にあわせて、通常の保険証から短期証、資格証に変更となるケースはあるが、直接的に返還を求めるケースはない。

- (兵庫・芦屋) 前年度保険料賦課額の1/2を超える滞納があるか、もしくは前々年度以前の保険料の滞納のある者のうち、納付相談に応じない場合や誠意をもって納付誓約を履行しない場合。
- (埼玉・志木) 未定 該当ナシ
- (京都・福知山) 出来る限り保険証の返還はせず短期証により対応。悪質な場合は資格証にて対応している。
- (東京・三鷹) 1年以上滞納し納税相談・資産調査等により、保険税の負担能力があると認められる者
- (岐阜・多治見) 個別対応
- (長崎・五島) 返還ではなく保険証の更新時に、短期証や資格証明書を交付しています。
- (山口・萩) 保険料の納期限から6月を経過するまでの間において当該納期に係る保険料額が1/2以上滞納の場合
- (兵庫・西宮) 2年以上
- (埼玉・川口) 2年
- (奈良・桜井) 1年以上の未納者については、保険証を窓口交付の対応を案内する。
- (山梨・甲府) 別紙 要綱のとおり(・・保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、法第9条第3項の規定により、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。2前項に規定する期間が経過しない場合においても、毎年1月末日現在において保険料を滞納している期間が8月以上ある世帯主で、次の各号のいずれかに該当する者は、法第9条第4項の規定により、被保険者証の返還を求めることができる。(1) 納付相談及び納付指導(以下「納付相談等」という。)に応じない者、(2) 納付相談等において、所得、資産を勘案すると負担能力があると認められる者、(3) 納付相談等において取り決めた分納誓約等について、誠意をもって履行しない者)
- (熊本・牛深) 特別な事情が無く、1年以上滞納又は保険証返還の求めに対する弁明を行わない等、悪質と判断される世帯 参考 2004年度返還0通
- (愛知・豊明) 「短期保険証」や「資格証明書」に変更になる場合です
- (岐阜・羽島) 15期以上未納で納付相談がなく弁明書の提出がないもの
- (神奈川・藤沢) 短期保険証となっている者が1年間納付しなかった場合
- (愛知・大府) 返還を求めている
- (神奈川・大和) 1年以上で滞納500000円以上なおかつ所得額2000000円以上
- (沖縄・萱野湾) 1年6ヶ月をこえて、相談なしの場合に返還を求める予定である。 参考 2004年 返還0通
- (北海道・士別) 3年以上
- (沖縄・平良) 1年以上の滞納があれば、特別の理由がない限り返還を求めている。 参考2004年 3通
- (東京・国分寺) 規定上1年以上で納税相談をしていない者ですが、実例はありません。
- (秋田・由利本荘) 過去2年間、全く納付がなく、又相談にも応じない被保険者 参考2004年 20通
- (奈良・香芝) 資格証明書交付時
- (静岡・角田) ・短期被保険者証交付予定者、・有効期限が切れる前に通知

## (2) 国民年金

・2004年 滞納総額 有効17市 168億9671万9450円

表19 国民年金 滞納状況推移(1995年~2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納者割合	20	16.0	28	22.3	17	32.7
滞納額割合	21	14.3	33	23.4	22	36.7

## (3) 住民税

・2004年 滞納者数 有効139市 103万5556人  
滞納総額 有効116市 543億7022万906円

表20 住民税 滞納状況推移 (1995年～2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納者割合	37	4.7	89	7.2	110	8.7
滞納額割合	108	6.0	173	6.8	180	7.3

#### (4) 水道料金

- ・2004年 滞納世帯数 有効170市 321万9460世帯  
滞納総額 有効183市 285億3142万1885円

表21 水道料金 滞納状況推移 (1995年～2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納世帯割合	48	1.7	136	2.6	144	6.9
滞納額割合	71	3.6	165	3.5	169	5.9

#### (5) 市営住宅

- ・2004年 滞納世帯数 有効182市 9万7159件  
滞納総額 有効196市 141億2792万1708円

表22 市営住宅 滞納状況推移 (1995年～2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納世帯割合	58	4.8	116	7.9	162	11.2
滞納額割合	105	7.3	164	10.2	169	12.9

#### (6) 保育料

- ・2004年 滞納者数 有効187市 4万8485人  
滞納総額 有効208市 25億5959万2920円

表23 保育料 滞納状況推移 (1995年～2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%	有効数(市)	平均%
滞納者割合	25	2.3	93	3.9	129	4.9
滞納額割合	45	3.9	145	3.2	178	3.5

#### (7) 生活保護

- ・2004年の主な状況は次のとおりである。
  - ・月平均保護実世帯数 有効210市 平均1739.5世帯
  - ・月平均被保護実人数 有効212市 平均2444.7人
  - ・年度計支給総額 有効196市 7746億0853万5400円
  - ・1年あたり開始世帯数 有効212市 平均432世帯 中央66世帯
  - ・1年あたり廃止世帯数 有効206市 平均348世帯 中央50世帯
  - ・被保護実世帯数(収入不十分) 有効186市 平均688世帯 中央42世帯

表24 生活保護率 推移 (1995年~2004年)

	1995年		2000年		2004年	
	有効数(市)	平均‰	有効数(市)	平均‰	有効数(市)	平均‰
生活保護率	160	6.5	196	7.2	208	9.3

- ・生活保護率 平成7年度 有効160市 平均6.5‰ 中央4.6‰  
平成12年度 有効196市 平均7.2‰ 中央5.2‰  
平成16年度 有効208市 平均9.3‰ 中央7.3‰

### (8) ホームレス

- ・野宿生活者総数 平成12年度 有効71市 2659人  
平成16年度 有効150市 4462人
- ・調査実施 「ある」市 44市 (有効205市の21.5%に相当)

表25 ホームレス自立支援 実施計画策定状況 (有効201市)

	該当数	%
策定した	7	3.5
策定予定	2	1.0
策定していない	100	49.8
策定予定なし	92	45.8
合計	201	100.0

- ・居住保護例 「ある」市 39市 (有効171市の22.8%に相当)
- ・居住保護開始例 (入院ないし入所→退院ないし退所) 「ある」市 66市 (有効166市の39.8%に相当)

表26 自立支援センター等設置状況 (有効178市)

	該当数	%
設置している	7	3.9
設定予定	1	.6
設置していない	57	32.0
設置予定なし	113	63.5
合計	178	100.0

### (11) 生活福祉資金貸付

- ・2004年の主な状況は次のとおり。  
1年あたりの貸付数 有効158市 平均16件 中央6件 合計2636件  
1年あたりの貸付総額 有効148市 20億2891万8212円  
多重債務者への貸付 「行っている」41市 (有効151市の27.2%に相当)

表27 申請されたが借受対象にならなかった事例 (複数回答)

事由	有効%
収入状況から返済能力に欠けるため	63.4%
連帯保証人が確保できなかったから	79.5%
添付書類を揃えられなかったため	44.1%
貸付実行まで時間がかかるため、本人から辞退があったため	45.5%
その他	20.7%

表28 生活福祉資金貸付 広報(2004年 市)

	有効市数	該当数	割合(%)
広報誌(年1回以上)	153	82	53.6
パンフレット類を市役所窓口置く	153	19	12.4
パンフレット類を社会福祉事務所窓口置く	153	37	24.2
社会福祉事務職員に研修等	153	14	9.2
その他	153	81	52.9

・民生委員への研修 「行っている」64市(有効156市の41.0%に相当)

## (12) 緊急小口資金

・申請から貸付実行日まで 有効121市 平均8.0日 中央7.0日 \*即日、という市もあり。

### 【自治体単費で運用している緊急対応貸付資金】

- ・制度 「ある」市 54市(有効167市の32.3%に相当)
- ・保証人必要か 「必要」 39市(有効52市の75.0%に相当)
  - 「保証人の資格要件」について具体的記述のあるのは次の33市。
    - (埼玉・久喜) 収入が記載されている書類
    - (埼玉・朝霞) 市内に住所を有する者であること。資金を借り受けている者及び資金を借り受けようとする者以外の者であること。
    - (神奈川・伊勢原) 返済能力
    - (東京・立川) 都内在住・住民税の課税(3000円以上)額を滞納していない(納税証明書の提出)・印鑑登録(証明書の提出)・申請者と別世帯・他に保障していない
    - (北海道・釧路) ①市内に1年以上居住、②独立の生計を維持し、債務負担能力があること、③資金の借受申込人、借受人又は保証人でないこと。
    - (宮崎・都城) 連帯保証人、返済能力のある人
    - (愛知・瀬戸) 金融機関の指定保証保険に加入する。
    - (鹿児島・鹿児島) ①鹿児島市民で申請者の同居親族以外の方で市民税が均等割を超える方、②民生安定資金の借受人保証人でない方、③市民税・国民健康保険税・固定資産税の滞納のない方
    - (千葉・白井) ①市民(近隣でも良としている)、②独自の生計を営み確実な収入がある、③この貸付を借りていない
    - (山口・柳井) 同一人が2人以上の連帯保証人になることはできない。
    - (埼玉・戸田) ①市内に1年以内在住、②住民登録あり、③世帯主、④市税完納者、⑤当該貸付を現に受けていない。
    - (東京・西東京) 原則として西東京市議会委員の選挙権を有し、前年度の住民税を完納していること。
    - (千葉・鴨川) 鴨川市内に居住、保障能力のある者
    - (新潟・三条) 普通貸付は必要ないが、特別貸付は市内に住所を有するもの一人が必要
    - (山梨・南アルプス) 原則として市内に住所を有する者(最終償還期限日に70歳にならない者、借受者と同一世帯でない者)。
    - (大阪・和泉) 年齢20歳以上で、本市に引き続き三ヶ月以上居住し、独立の生計を営んでいること。
    - (千葉・銚子) 別世帯、収入のある者
    - (千葉・浦安) 原則としてしないに居住し、貸付弁済能力を有する者1名
    - (東京・三鷹) 借受人とは別に独立した生計を営み借受人に代わって債務を負担することが出来る者
    - (岡山・岡山) 連帯保証人の条件 別紙②参照(本紙省略)
    - (北海道・根室) 市内に住所を有し、弁済能力のある者、現在、本貸付を借入していないこと。
    - (京都・舞鶴) 保障能力がある、同居の親族はだめなど
    - (東京・福生) 連帯保証人1名、市内在住者(1年以上、収入基準以上の収入のある方)
    - (佐賀・鳥栖) 連帯保証人として課税証明・印鑑証明
    - (兵庫・西宮) ①援護資金の貸付を受けておらず、他の者の保証人になっていない。②原則として西宮市に住所を有し、住民登録がある。③前年度のs移民税を滞納していない。④連帯保証責任を負うに足る資産又は確実な収入を有し、かつ身元の確実な者
    - (長野・長野) 市内に居住し、且つ、その世帯の厚生に熱意ある者
    - (岐阜・岐阜) 岐阜市に居住し、収入のある連帯保証人1名
    - (茨城・稲敷) 同一世帯でない者1人、なお、保障能力のある者
    - (佐賀・唐津) 保障能力、当市内在住、別世帯

(大阪・豊中) 原則、市内居住、20～65歳未満、市民税課税者  
 (愛知・一宮) 原則的に市内在住で、保障能力を有する方  
 (宮城・仙台) 仙台市内に在住で、独立生計を営んでいる方  
 (神奈川・秦野) 市内(県内)に1年以上居住し、収入が安定していること。別生計であること。本紙金を十分理解し、何かあった時は借受人にかわり返済する能力と意志のある人。

- ・貸付数 平成16年度 有効53市 平均134件 中央23件 合計7108件
- ・貸付総額 平成16年度 有効55市 5億5709万6089円

### (13) 多重債務相談窓口

- ・窓口「ある」市 168市(有効214市の78.5%に相当)
- ・相談件数(一般相談) 有効182市 平均2901.7件 中央603件 総数52万8126件
- ・相談件数(多重債務) 有効171市 平均154.4件 中央42件 総数2万6398件

## 2. 組織的対応

### (1) 紹介先

表29 多重債務相談 紹介先

	裁判所	弁護士会	司法書士会	消費生活センター	被害者の会	警察	貸金業協会	クレジットカウンセリング協会	その他
有効数(市)	100	103	96	96	91	100	96	94	101
平均%	13.87	31.93	13.74	12.94	3.92	4.85	3.23	4.73	18.30

### (2) 介入の程度

表30 多重債務相談 市による介入の程度(2004年 有効185市)

	該当数	割合(%)
1. 相談先の案内	77	41.6
2. 任意整理・特定調停・個人債務者再生・破産手続の説明	105	56.8
3. 特定調停・個人債務者再生・破産の各申立書の作成	2	1.1
4. 特定調停・個人債務者再生・破産の各申立書の作成、各手続の進行中におけるアドバイス、解決	1	0.5

・特徴的な市は以下のとおり。

- (千葉・旭) 3
- (大阪・枚方) 2 弁護士に相談する資料作成と生活再建のアドバイス(原因と今後のアドバイス)を行っている。
- (岩手・盛岡) 4 具体的事案 債務者の解決能力等に応じ相談員が対応している。法律相談等につき添い弁護士の説明等をかみくだいて説明したり、手続きのアドバイスや援助等行い解決を図る。
- (東京・東大和) 弁護士の扱いとなるため不明
- (宮城・古川) 3 破産の各申立書の作成までのアドバイス、一部破産申請

以上

別紙 「市調査」において協力(回答)を得た市の一覧

北海道	北見市	栃木県	稲敷市	新潟県	海老名市
	深川市		土浦市		逗子市
	歌志内市		栃木市		綾瀬市
	旭川市		大田原市		横須賀市
	釧路市		那須塩原市		藤沢市
	小樽市	今市市	大和市		
	紋別市	群馬県	安中市		南足柄市
	恵庭市		埼玉県		蕨市
	札幌市	日高市	新潟県		南魚沼市
	根室市	久喜市			三条市
	稚内市	朝霞市			村上市
士別市	戸田市	五泉市			
青森県	青森市	草加市		燕市	
	むつ市	志木市		新潟市	
	八戸市	春日部市		柏崎市	
岩手県	宮古市	吉川市		富山県	富山市
	水沢市	鶴ヶ島市		石川県	小松市
	北上市	川口市			金沢市
	遠野市	羽生市		白山市	
	盛岡市	坂戸市	山梨県	大月市	
	江刺市	千葉県		南アルプス市	
	花巻市			我孫子市	甲府市
宮城県	大船渡市	印西市	長野県	駒ヶ根市	
	東松島市	旭市		上田市	
	古川市	白井市		松本市	
	仙台市	木更津市	長野市		
	角田市	八日市場市	岐阜県	山県市	
秋田県	能代市	鴨川市		中津川市	
	鹿角市	館山市		多治見市	
	横手市	銚子市		瑞浪市	
	男鹿市	浦安市		美濃加茂市	
	潟上市	富津市	可児市		
	由利本荘市	千葉市	羽島市		
山形県	東京都	四街道市	岐阜市		
		東村山市	沼津市		
		立川市	下田市		
		西東京市	御殿場市		
		日野市	藤枝市		
福島県	調布市	焼津市	静岡県	御前崎市	
	小平市	三鷹市		島田市	
	三鷹市	東大和市	愛知県	豊川市	
	福生市	福生市		常滑市	
	清瀬市	福生市		瀬戸市	
	国分寺市	清瀬市		江南市	
茨城県	神奈川県	平塚市		稲沢市	
	平塚市	相模原市	日進市		
	相模原市	川崎市	犬山市		
	川崎市	伊勢原市			
	伊勢原市	座間市			
座間市					

東海市	芦屋市	豊前市
名古屋市	西宮市	福岡市
津島市	川西市	佐賀県 鳥栖市
豊明市	小野市	唐津市
大府市	奈良県 桜井市	長崎県 対馬市
半田市	香芝市	松浦市
一宮市	和歌山県 和歌山市	五島市
三重県 尾鷲市	島根県 益田市	熊本県 荒尾市
津市	江津市	玉名市
名張市	岡山県 高梁市	本渡市
鈴鹿市	岡山市	八代市
久居市	広島県 福山市	牛深市
京都府 綾部市	広島市	大分県 別府市
福知山市	山口県 柳井市	大分市
亀岡市	山口市	宇佐市
舞鶴市	防府市	豊後高田市
京都市	萩市	宮崎県 延岡市
大阪府 河内長野市	周南市	都城市
枚方市	香川県 高松市	小林市
藤井寺市	丸亀市	西都市
大阪市	愛媛県 新居浜市	鹿児島県 薩摩川内市
高石市	四国中央市	鹿児島市
和泉市	八幡浜市	沖縄県 那覇市
豊中市	高知県 高知市	沖縄市
兵庫県 加古川市	土佐清水市	宜野湾市
明石市	福岡県 古賀市	平良市
洲本市		石垣市

#### 全国自治体調査に関する発表媒体

##### 【県調査】

- ・「社会学からみた多重債務問題の解決策——行政調査の結果分析」（2006年6月17日開催「クレサラ実務研究会 in 熱海」における口頭発表）
- ・「行政は貧困と多重債務問題にどう取り組んでいるか」（全国クレジットサラ金問題対策協議会編集・発行（2006）『私達の高金利引下げ論』所収）

##### 【県・市調査総括】

- ・「全国自治体調査の概要」（2006年11月18日開催「第7分科会」（以下参照）における口頭発表）
- ・「多重債務問題と行政の役割——多重債務者対策に関する全国行政調査より」（『消費者法ニュース』2007年1月号掲載予定）

本紙は、「第26回全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会 in 鹿児島」（2006年11月18日～19日 鹿児島市民文化ホールほか）における「第7分科会 行政の多重債務対策」で報告・配布させていただいた資料に、一部、訂正・加筆等を施したものである。